

紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和 年 月 日
告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、紀の川市人権尊重のまちづくり条例（令和6年紀の川市条例第5号）の趣旨に基づき、人権が尊重された差別のない社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し、支え合うことを約した2者（以下「双方」という。）の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ 前号において、双方又はその一方（以下「一方」という。）に生計を一にする子、親その他市長が認める者（以下「子等」という。）がおり、かつ、当該子等を家族とすることを双方が約したときは、当該子等を含めた関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ関係にある者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであること及び子等を含め家族であることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓は、次の各号のいずれにも該当する者が行うことができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること（1月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 双方が現に婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの相手方以外の者とパートナーシップ又はファミリーシップ関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、双方が紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自署し、次に掲げる書類（第1号及び第2号は、宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 双方及び子等の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 双方の戸籍抄本、戸籍全部事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) 子等との関係を確認することができる書類
- (4) 双方又は一方が市内に住所を有していないときは、市内への転入を予定していることが分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）が宣誓書に自署することができないときは、市職員及び宣誓予定者の立会いの下で代筆させることができ

るものとする。

3 第1項の宣誓予定者は、宣誓書を提出する際、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓予定者は、宣誓をする日時等について事前に本市と調整するものとする。

(宣誓の証明)

第5条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を双方に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、双方又は一方が市内に住所を有していないときは、市長は、受領証に代えて転入予定者受付票(様式第3号)を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者が転入した場合は、原則として、転入日から14日以内に、転入予定者受付票に住民票の写しを添えて市長に提出するものとする。この場合において、市長は、市内に住所を有することを確認できたときは、受領証を交付するものとする。

4 市長は、受領証(前項の規定により交付する場合を除く。)又は転入予定者受付票を宣誓する双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、宣誓する双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(通称名の使用)

第6条 宣誓予定者は、市長が特に理由があると認める場合は、受領証及び転入予定者受付票において通称名の使用を希望することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(子等に関する記載)

第7条 宣誓予定者が、受領証に子等の氏名を記載することを希望するときは、宣誓書に当該子等の氏名を記入し、市長に提出するものとする。

2 子等が15歳以上のときは、氏名の記入は、自署とする。ただし、自署することが難しいと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(受領証の再交付)

第8条 受領証の再交付は、宣誓を行った者(以下「宣誓者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

(1) 受領証を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めた場合

2 前項の規定による受領証の再交付を受けようとする宣誓者は、紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(宣誓内容の変更)

第9条 宣誓者は、宣誓書の記載内容に変更があったときは、速やかに、双方の受領証及び変更の事実が確認できる書類を添えて、紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)により、市長

に届け出なければならない。

(ファミリーシップ対象者の氏名の削除)

第10条 宣誓書に記載された満15歳に達している子等は、市長に紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第6号。以下「申立書」という。)を提出することにより、受領証から自身の氏名を削除するよう市長に申し立てることができる。

2 前項の規定による申立書を提出する者は、本人確認書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、宣誓者に対して当該申立てを行った者の氏名を削除した受領証を交付し、既に交付している受領証を返還させるものとする。

(宣誓の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(2) 転入を予定していた宣誓者が、宣誓した日から1月以内に転入しなかったとき。

(3) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められるとき。

(受領証の返還)

第12条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届(様式第7号)を市長に提出し、受領証を市長に返還しなければならない。

(1) パートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号及び第3号に規定する要件に該当しなくなったとき(次条に規定する構成自治体へ転出した場合であって、当該自治体に受領証を提出するときは除く。)

(4) 前条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(他の自治体との連携を図る場合の取扱い)

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(以下「規約」という。)第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓証明書の交付を受けている者が、紀の川市への住所異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ継続申告書(様式第8号)(以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に受領証提出するものとする。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓証明書

(2) 法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

3 前項の規定により継続申告者が申告書を提出するときは、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条第3項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

4 市長は、前2項の規定による申告書の提出があった場合は、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。

5 前項の規定による手続については、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うことができない。

6 継続申告者の一方又は双方が申告書に自書することができないときは、当該継続申告者以外の者に代筆させることができるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。